

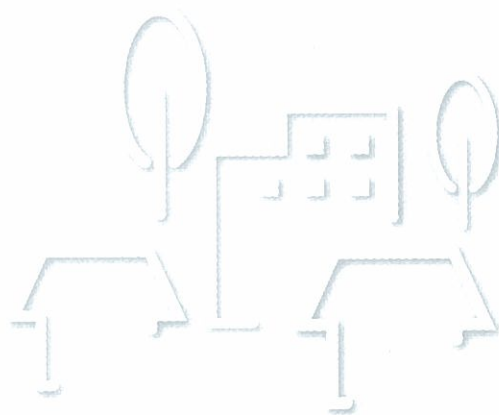
平成21年5月27日、構造設計／設備設計一級建築士による
設計への関与の義務づけがスタートします。

構造設計一級建築士制度 設備設計一級建築士制度 について

構造設計一級建築士 設備設計一級建築士の創設

構造設計／設備設計について高度な専門能力を有する建築士に
関し、構造設計一級建築士／設備設計一級建築士を創設しました。
(平成20年11月28日～)

- 構造設計一級建築士/設備設計一級建築士となるためには、一級建築士として5年以上構造設計/設備設計に従事した後、講習（構造設計/設備設計や法適合確認に関する講義・修了考査）を修了することが必要です。
- なお、構造設計一級建築士/設備設計一級建築士として設計・法適合確認を行うには、構造設計一級建築士証/設備設計一級建築士証の交付を受ける必要があります。



監修 国 土 交 通 省
発行 新・建築士制度普及協会

平成21年
5月27日から

ただし、平成21年5月26日以前に
構造設計/設備設計が行われた
ものは平成21年11月27日から

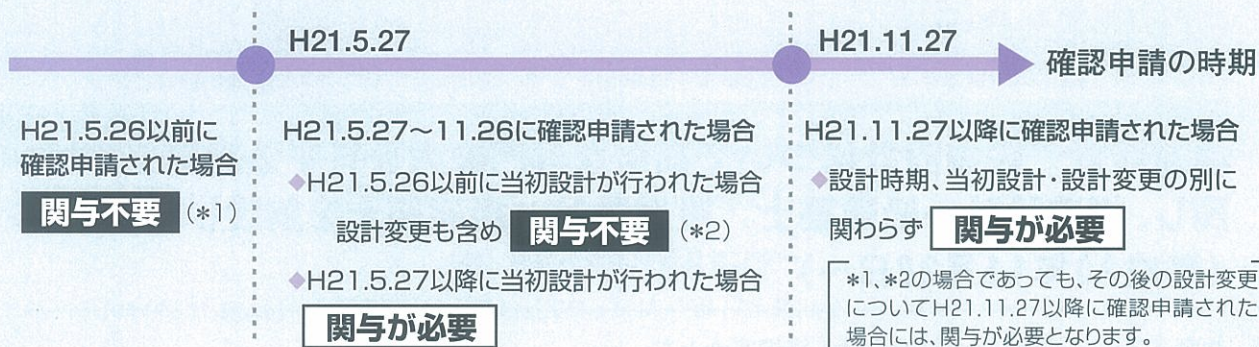
構造設計一級建築士 設備設計一級建築士による 設計への関与の義務づけ

高度な専門能力を必要とする一定の建築物(右面参照)の構造設計/設備設計に関し、構造設計一級建築士/設備設計一級建築士の関与(自ら設計する、または、法適合確認を行う)が必要になります。

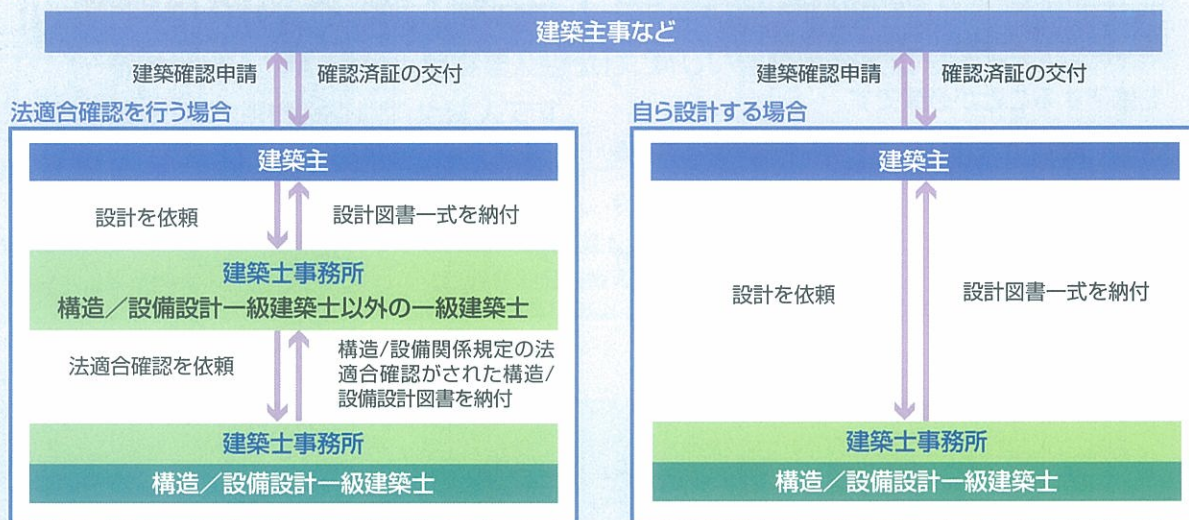
- 平成21年5月27日以降の建築確認申請から適用されます。対象となる建築物の設計に構造設計一級建築士/設備設計一級建築士が関与していない場合は、建築確認申請が受理されず、また、工事着工も禁止されます。
- ただし、平成21年5月26日以前に構造設計/設備設計が行われたものについては、その後の設計変更も含め、平成21年11月26日までの間は、構造設計一級建築士/設備設計一級建築士が関与していない場合であっても、建築確認申請が受理されます。

(注)なお、構造設計/設備設計が行われたとは、構造設計/設備設計が完了したことをいいます。

義務づけの開始前後における適用



法適合確認等のフロー



構造設計一級建築士／設備設計一級建築士による設計への関与が義務づけられる建築物

構造設計一級建築士による設計への関与が義務づけられる建築物

- 一級建築士の業務独占に係る建築物（※1）のうち、構造方法について大臣認定が義務づけられている高さ60m超の建築物（建築基準法第20条第1号）及びルート2、ルート3、限界耐力計算による構造計算を行うことにより構造計算適合性判定（ピアチェック）が義務づけられている高さ60m以下の建築物（建築基準法第20条第2号）（※2）について、原則として、構造設計一級建築士による設計への関与が義務づけられます。
- 図書省略認定を受けた建築物や型式適合認定を受けた建築物は、対象とはなりません。

※1 一級建築士の業務独占に係る建築物

- ・学校、病院、劇場、映画館、百貨店等の用途に供する建築物（延べ面積500m²超）
- ・木造の建築物又は建築物の部分（高さ13m超又は軒高9m超）
- ・鉄筋コンクリート造、鉄骨造等の建築物又は建築物の部分（延べ面積300m²超、高さ13m超又は軒高9m超）
- ・延べ面積1,000m²超、かつ、階数が2以上の建築物

（注）上記のうち、建築基準法第85条第1項又は第2項に定める応急仮設建築物を除く。

※2 建築基準法第20条第2号に該当する建築物

高さ60m以下の建築物で以下に該当するもの

- ・木造の建築物（高さ13m超又は軒高9m超）
 - ・鉄筋コンクリート造の建築物（高さ20m超）
 - ・鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物（高さ20m超）
 - ・鉄骨造の建築物（4階建て以上、高さ13m超又は軒高9m超）
 - ・組積造の建築物（4階建て以上）
 - ・補強コンクリートブロック造の建築物（4階建て以上）
 - ・柱間隔が一定以上ある建築物や耐力壁が少ない建築物等これらの建築物に準ずるものとして国土交通大臣が指定したものの（平成19年国土交通省告示第593号に位置づけているもの）
- 等

（注）非木造建築物については、上記のうち階数が2以上又は延べ面積200m²超のものに限られます。

◆増改築等の場合の考え方

- 増築、改築、大規模な修繕・大規模な模様替（以下「増改築等」という）の後に建築基準法第20条第1号又は第2号に該当する建築物について、当該増改築等を行う部分が※1となる場合に、構造設計一級建築士による設計への関与が必要となります。

設備設計一級建築士による設計への関与が義務づけられる建築物

- 階数が3以上、かつ、床面積5,000m²超の建築物について、設備設計一級建築士による設計への関与が義務づけられます。

◆増改築等の場合の考え方

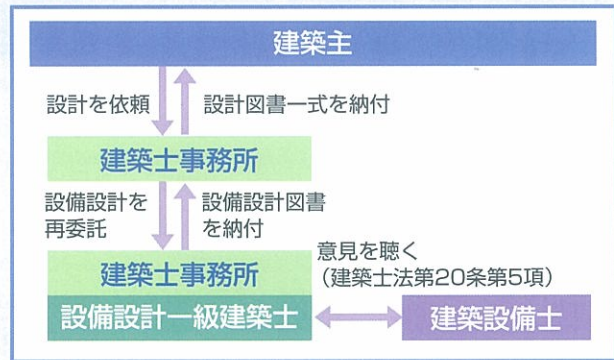
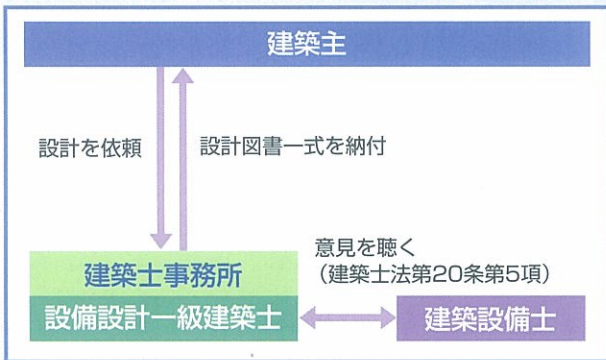
- 増改築等を行う部分が、階数が3以上、かつ、床面積5,000m²超となる場合に、設備設計一級建築士による設計への関与が必要となります。

設備設計一級建築士による設計への関与が義務づけられる場合の建築設備士の位置づけについて

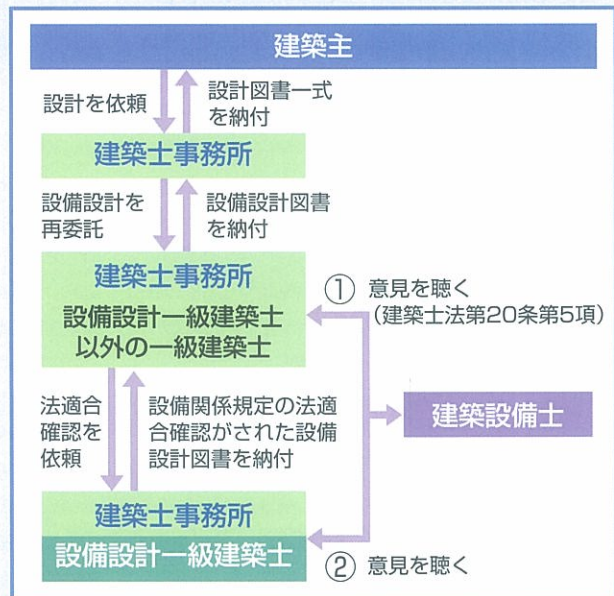
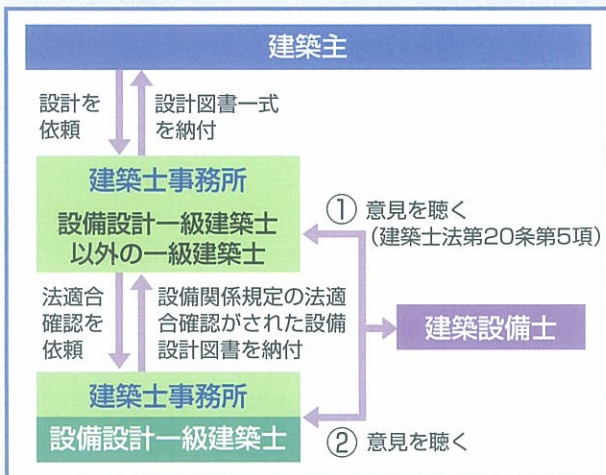
建築士法では、設備設計一級建築士が法適合確認を行うことを前提に、設備設計一級建築士以外の一級建築士が設計行為を行うことを認めています。

こうした場合を含め、設備設計一級建築士による設計への関与が義務づけられる場合の業務実施体制や建築設備士の位置づけについては、以下のパターンが想定されます。

設備設計一級建築士が設計を行う場合



設備設計一級建築士が法適合確認を行う場合



- (注) 建築設備士の意見を聴く場合、
- ・ ①、②いずれかの場合のみ意見を聴くことも想定されます。
 - ・ ①、②の建築設備士が別の者となる場合も想定されます。
 - ・ 分野別に建築設備士の意見を聴くことも想定されます。

なお、①の場合において、建築士は、建築士法第20条第5項に基づき、設計図書又は工事監理報告書等において建築設備士の意見を聴いた旨を明らかにする必要があります。また、②の場合においても、同様に建築設備士の意見を聴いた旨を明らかにすることが望ましいと考えられます。

建築設備士の活用の必要性について

設備設計一級建築士制度の創設等により、建築士法上の建築設備士の位置づけや業務の取り扱いが変わるものではありません。むしろ、建築設計の専門分化が進むなか、建築設備のスペシャリストとしての建築設備士を積極的に活用することが必要と考えられます。